



詳細は資料5-11~27、表5-9を参照

(2) 府県条例・要綱の概要

平成20年3月現在、流域の府県の主な水質関連の条例および要綱には次のようなものがある。

【表5-9 流域の環境に関する主な府県条例・要綱】

	環境全般・公害防止	上乗せ排水基準の制定	生活雑排水関係	農薬の安全使用指導	環境影響評価	自然環境保全関係	湖沼の富栄養化対策	海域の保全関係	ごみの散乱防止	P C Bの規制
三重県	○	○	●	●	○	○				
滋賀県	○	○	○	○●	○	○	○		○	
京都府	○	○		●	○	○				
大阪府	○	○	●	●	○	○		○		
兵庫県	○	○	●	●	○	○			●	○
奈良県	○●	○	○	●	○	○				

○条例 ●要綱

詳細は資料5-13を参照

① 環境基準

「環境基本法」で定められた環境基準は、公害防止施策を総合的に実施していく上での行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準である。水質の汚濁に関する環境基準は、人の健康に関するものが26項目で全公共用水域に一律で定められており、生活環境に関するもの5項目は利水目的に応じた水域類型が設けられ、各々の水域類型ごとに数値が設定されている。また、湖沼、海域については窒素、りんに対しても環境基準が定められている。

② COD総量規制

内海や湖沼など閉鎖性の水域は汚濁物質が蓄積しやすく、環境基準の達成状況が悪いため、水域へ流入する汚濁負荷量を全体的に削減しようとする水質総量規制が実施されている。

滋賀県では、湖沼水質保全特別措置法に基づく負荷量規制(COD、窒素、りん)と、公害防止条例に基づく日平均排水量50m³以上の工場等を対象とした排出水の総量に係る排水基準(BOD、COD、SS)があり、琵琶湖への汚濁負荷をさらに削減するために基準を設けている。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、関係府県では現在平成21年度を目標年度とする第6次の水質総量規制が実施されている。

【表5-10 瀬戸内海環境保全特別措置法関係府県削減目標(目標年度平成21年)】

	(単位:t/日)			
	生活排水	産業排水	その他	合計
京都府	10	8	2	20
大阪府	57	14	5	76
兵庫県	29	21	6	56
奈良県	12	4	2	18
計	108	47	15	170

瀬戸内海の環境保全に関する京都府計画

瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画

瀬戸内海の環境保全に関する兵庫県計画

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(奈良県)より作成

③ 排水規制

水質汚濁防止法第3条第3項に基づき、各府県は条例により国の一斉基準より厳しい排水基準を定め、工場・事業場から公共用水域に排出される排出水について規制を行っている場合がある。

各府県ごとの上乗せ排水基準は、次ページに示すとおりである。

④ 窒素及びりんに係る規制

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、富栄養化による被害の発生を防止するため、窒素、りんの削減に関して削減指導が行われている。滋賀県は昭和55年に富栄養化防止条例を施行し、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量規制を実施している。また、滋賀県と京都府は湖沼水質保全特別措置法に基づき、平成9年3月に第3次「湖沼水質保全計画」を策定し、窒素含有量及びりん含有量の規制を実施した。平成14年3月からは第4期「湖沼水質保全計画」が策定され、新たな窒素及びりんに対する水質目標が設定された。また、関係各府県でも同法に基づく窒素及びりんの削減指導方針を策定している。

【表5-11 各府県の既設事業所に対する上乗せ排水基準（BOD、CODを抜粋）】

府県名	地域	項目	業種	排水量(m ³ /日)										
				10	30	50	100	200	400	500	1000	2000	30000	
三重	A	BOD(mg/l)	毛纺織業(洗毛を行うもの) 畜産農業及び畜産サービス業 上記以外の業種								120(90)			
											130(100)			
											65(50)			
滋賀	B	BOD(mg/l)	食料品製造業(弁当製造業を除く) 弁当製造業 織機工業	100	70	50					40			
		COD(mg/l)	(化字) 化学織織業及び製造業 その他の業種	90	70	50					40			
				80	60	50					40			
				70	40	30					20			
				70	50	40					30			
				70	40	30					20			
			畜産農業又はサービス業に係る旅館、牛房、馬房								120			
			その他の事業場	90	70	50					40			
			下水道接続地盤に所在する全ての業種及び施設								25(20)			
京都	C	BOD(mg/l)	食料品製造業及び織機工業	160		120(100)	100(80)		80(60)					
		COD(mg/l)	■ 化学工業 ■ その他業種	(120)		120(100)	100(80)		80(60)					
				160(120)		100(80)					25(20)			
	D	BOD(mg/l)	食料品製造業又は飲料・醸料製造業 織機工業 ハナフ・紙・紙加工品製造業	150(120)	80(60)	60(45)	40(30)				30(25)			
		COD(mg/l)	化学工業 石油製品又は石炭製品製造業	150(120)	100(80)	65(50)	45(35)				30(25)			
			なめし皮・皮製品、毛皮製造業、死亡獣取扱業、 と畜場、畜産農業又は畜産販売施設を設置するサービス業	150(120)	100(80)	65(50)	45(35)				40(30)			
			ガラス業	150(120)	65(50)	40(30)					15(10)			
			洗濯業	150(120)	80(60)	50(40)	30(25)				25(20)			
			下水道接続区域の全業種	150(120)	100(80)	80(60)	40(30)				30(25)			
大阪	D	BOD(mg/l)	食料品製造業又は飲料・醸料製造業 織機工業 ハナフ・紙・紙加工品製造業	150(120)	80(60)	60(45)	40(30)				30(25)			
		COD(mg/l)	化学工業 石油製品又は石炭製品製造業	150(120)	100(80)	80(60)	40(30)				30(25)			
	D	BOD(mg/l)	なめし皮・皮製品、毛皮製造業、死亡獣取扱業、 と畜場、畜産農業又は畜産販売施設を設置するサービス業	150(120)	65(50)	40(30)					15(10)			
		COD(mg/l)	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金屬製品製造業又は機械器具製造業	150(120)	80(60)	60(45)	40(30)				15(10)			
	D	BOD(mg/l)	ガラス業	150(120)	100(80)	65(50)	40(30)				30(25)			
		COD(mg/l)	洗濯業	150(120)	80(60)	50(40)	30(25)				25(20)			
	E	BOD(mg/l)	下水道接続区域の全業種	150(120)	100(80)	80(60)	40(30)				30(25)			
			畜産農業								100(80)			
			洗濯業								60(50)			
			食料品製造業及び飲料・醸料・たばこ製造業								100(80)	65(50)		
			織機工業のうち染色整理業									35(25)		
			その他の織機工業									55(40)		
			ハナフ・紙・紙加工品製造業									35(25)		
			その他のハナフ・紙・紙加工品製造業								80(60)			
			化学工業のうち染色・接着剤製造業									30(20)		
			化学工業のうちその他のもの									130(100)		
			(乳化重合法によるクリアリーフ織機製造工事を有するもの)									80(60)		
			(化學工場のうちその他のもの)									40(30)		
			(酢酸織製造工事を有するもの)									130(100)		
			化学工業のうちその他のもの									80(60)		
			(その他のもの)									130(100)		
			石油精製業及び潤滑油精製業									200(10)		
			ゴム製造業									40(30)		
			ひんのり製造業									40(30)		
			骨材・石工品等製造業									60(50)		
			鉄鋼業、非鉄金属製造業、金屬製品製造業、一般機械器具製造業									35(25)		
			電気熱抵抗器具製造業、輸送用機械器具製造業及び精密熱抵抗器具製造業									100(80)		
			ガラス業									40(30)		
			施設の宿泊所									100(80)		
			医療業									100(80)		
			と畜場									80(60)		
			研究・試験・検査等の業務用の施設									100(80)		
			その他の業種又は施設									100(80)		
	E	BOD(mg/l)	畜産農業	160(120)	60(50)	40(30)					35(25)			
			紙業	160(120)	60(50)	40(30)					35(25)			
			食料品製造業及び飲料・醸料・たばこ製造業	130(100)	90(70)	55(40)					25(20)			
			織機工業のうち染色整理業	100(80)							35(25)			
			その他の織機工業	60(50)							35(25)			
			ハナフ・紙・紙加工品製造業	90(70)							80(60)			
			その他のハナフ・紙・紙加工品製造業	80(60)							15(10)			
			化学工業のうち染色・接着剤製造業	80(60)							15(10)			
			化学工業のうちその他のもの	160(120)							30(20)			
			石油精製業及び潤滑油精製業	40(30)	30(20)						200(10)			
			ゴム製造業	40(30)	30(20)						200(10)			
			ひんのり製造業	60(50)							35(25)			
			骨材・石工品等製造業	60(50)							160(120)			
			鉄鋼業、非鉄金属製造業、金屬製品製造業、一般機械器具製造業	100(80)							35(25)			
			電気熱抵抗器具製造業、輸送用機械器具製造業及び精密熱抵抗器具製造業	40(30)	30(20)						200(10)			
			ガラス業	110(90)							30(20)			
			施設の宿泊所	100(80)							30(20)			
			医療業	100(80)							30(20)			
			と畜場	80(60)							30(20)			
			研究・試験・検査等の業務用の施設	100(80)							30(20)			
			その他の業種又は施設	100(80)							30(20)			
	F	BOD(mg/l)	全業種								70(50)			

A: 第1種水質基準(木津川、名張川、吉田川の区域に限る) B: 第2種水質の区域に限る公共用水域 C: 第2種水質の区域に限る公共用水域のうち河川法の規定の適用を受ける琵琶湖及び淀川のうち御堂川(木津川よりこれらに流入する公用水域) D: 伊勢佐木川上流水城 E: 船岡川上流水城 F: 須下金水城 G: 大阪府内上流水城 H: 特定海水用特定基準別表は別途上乗せ排水基準を設定 各府県は上岸処理、下水処理関係は別途上乗せ排水基準を設定

「大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例」(昭和46年12月24日 三重県条例第60号)

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年12月21日 滋賀県条例第58号)

「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」(昭和50年10月18日 京都府条例第33号)

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」(昭和49年3月31日 大阪府条例第8号)

「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」(昭和49年3月27日 条例第18号)

「水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例」(平成2年3月30日 奈良県条例第24号)

より作成